

かすみがうら市教育委員会 3 月定例会会議録

1 招集期日

平成31年3月27日（水）

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保（教育長職務代理者）
委 員	中 島 和 彦
委 員	宮 本 雪 代
委 員	坂 本 雅 子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	辻 和 徳
学 校 教 育 課 長	加 藤 洋 一
生 涯 学 習 課 長	仲 澤 勤
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 長	岡 野 浩 則
歴 史 博 物 館 長	齋 藤 裕 之
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 英 憲
千代田中地区公民館長	川原場 宗 徳
下稲吉中地区公民館長	”
図 書 館 長	齋 藤 明
学校教育課課長補佐	岩 田 幸 生
学校教育課総務担当係長	阿 部 佳 子

6 協議事項

報告第 1 号 かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第 5 号 かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について
議案第 6 号 かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第 7 号 かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第 8 号 かすみがうら市教育委員会職員人事異動について
議案第 9 号 平成31年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について
議案第10号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局：起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長よろしくをお願いします。

教育長：それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、3月の定例教育委員会を開催いたします。
次に「教育長報告について」私より報告させていただきます。
資料教育長動静により報告する。(3月の教育長事務報告、内容省略)
以上でございます。
ただいまの報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：特にございませんか。特にないようでしたら、議事に入ります。
報告第1号「かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。事務局歴史博物館の説明を求めます。

歴史博物館長：報告第1号「かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について」、平成31年3月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、下記のとおり解嘱及び委嘱しました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務先決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。こちらは、議会の改選に伴う解嘱並びに委嘱となります。解嘱の期日は平成31年1月27日付、任期満了日となり、委嘱の期日は平成31年2月5日付、文教厚生委員に選任された日付となっております。任期につきましては、平成31年2月5日から平成32年12月31日の前任者の残任期間となっております。以上報告申し上げます。

教育長：ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって報告第1号については、報告のとおり承認いたします。

次に議案第5号「かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について」を議題といたします。事務局生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長：議案第5号「かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について」、平成31年3月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について、かすみがうら市社会教育指導員規則第3条第1項の規定により、下記の者を委嘱する。3名の方の配属先は生涯学習課が2名、スポーツ振興課が1名で、任期は平成31

年4月1日から平成32年3月31日までの1年間となっております。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第5号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり決します。

次に議案第6号「かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局スポーツ振興課の説明を求めます。

スポーツ振興課長 : 議案第6号「かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について」、平成31年3月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ基本法第32条第1項並びにかすみがうら市スポーツ推進委員規則第3条及び第4条の規定により別紙のとおり委嘱する。委嘱期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。委嘱する者は23名で、新任が3名、残りは再任でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第6号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり決します。

次に議案第7号「かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

歴史博物館長 : 議案第7号「かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について」、平成31年3月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市文化財保護審議会委員の委嘱について、かすみがうら市文化財保護審議会条例第4条の規定により、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の議決を求めます。委嘱期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。委嘱する者は8名で、全員再任でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第7号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり決します。

以上で本日の付議案件の審議は終了しましたが、事務局から3件の議案を追加したいと申し出があります。本日の日程に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしということですので、日程に追加いたします。追加議案について配布願います。

また、議事に入る前に会議の非公開についてお諮りいたします。議案第8号につきましては、人事に関する案件となりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については非公開といたします。

【議案第8号】「かすみがうら市教育委員会職員人事異動について」(非公開)

教 育 長 : これより会議を公開といたします。

次に議案第9号「平成31年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」を議題といたします。事務局教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長 : 議案第9号「平成31年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」、平成31年3月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成31年度かすみがうら市学校教育指導方針について、別紙のとおり策定する。学校教育目標、目指す子供の姿、基本理念等は昨年度と同様でございます。目標実現のための教育指導室の運営の重点としまして、来年度は新学習指導要領全面实施、授業改善に向けた助言・指導、働き方改革の前進につながる、訪問指導や研修会等の質の向上、各校が学校改善プラン等の教育計画を適切に推進するための支援の3点でございます。新学習指導要領につきましては、小学校は2020年度、中学校は2021年度完全実施に向けての移行期間に入っておりますので、それに向けて万全を期したいと思います。次ページをご覧ください。大きな4つの柱のうちの1つ目、確かな学力の向上に関しましては、子供自身が興味を持って取り組む課題や、学習を見通して振り返る場面、教師と子供、子供同士で対話する場面の設定を、もう一度原点に立ち返りまして、主体的・対話的で深い学びを実現していきます。2番目の豊かな心の育成に関しましては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組、不登校の未然防止や解消に向けた組織的な取組を重点としております。3番目の健康や体力の向上に関しましては、体力テストの結果や子供たちの実態等を見まして、

体力アップ推進プランを各校で策定しているのですが、その実現と評価を行っていきます。4番目の時代の変化への対応及び自立と社会参加に関しましては、プログラミング教育の理解と指導力の向上、中学校区の特色を生かした小中一貫教育の充実となっております。小中一貫教育の推進5カ年計画は来年度、ステップ2に入ります。実践・試行②・改善に入りますので、2022年度の完全実施に向けて段階を踏んで進めていきたいと思っております。平成30年度から子どもミライ学習が学校教育課に所管換えとなり、愛郷教育の一環として小中一貫教育の柱の一つとして来年度も継続して行っていきます。中学校3年生に関しましては、進路指導の方を充実させたいという学校側の要望等もありまして、小学6年生から中学2年生にかけての3年間で子どもミライ学習を進めていく予定でございます。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第9号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり決します。

次に議案第10号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」を議題といたします。事務局教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長 : 議案第10号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」、平成31年3月27日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市学校運営協力員について、かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規定第3条第1項の規定により、別紙のとおり委嘱したいので、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。委嘱する者は33名で、委嘱期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。33名中、3名の方が新規となります。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第9号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり決します。以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。

次に事業報告及び事業計画の事項に入りますが、平成31年第1回市議会定例会一般質問に教育委員会に関する質問がございましたので、一般質

間に関する報告を教育部長より説明をお願いいたします。

教 育 部 長 : 平成31年第1回市議会定例会が、3月1日から3月22日まで開会されました。一般質問につきましては、3月4日・5日・6日の3日間で、教育委員会に関しましては、6名の議員さんからご質問がありました。その概要と答弁内容につきまして、ご説明させていただきます。まず始めに久松議員でございますが、新たに建設を予定しております下稲吉中学校体育館の進捗状況と今後の計画についてのご質問がございました。進捗につきましては、来年度の当初予算に用地取得費用を計上させていただいており、今後の計画につきましては、平成31年度に用地取得並びに測量、平成32・33年度に設計、平成34年度には着工ができるよう進めてまいりたいと答弁させていただいております。また、その新設体育館の整備規模についてご質問がございました。下稲吉中学校の現況のアリーナ面積が約700㎡でございますが、これを他の中学校体育館と比較しますと、霞ヶ浦中学校の約2分の1、千代田中学校の6割弱となっております、かなり狭い状況でありますので、現状の生徒数も十分考慮し、必要な広さを確保してまいりたいとお答えをしております。また、その新設体育館の建設予定地についてご質問がございました。建設予定地につきましては、現在の下稲吉中学校敷地の隣接地を予定してございますが、可能な限り良い土地を取得してまいりたいとお答えをしております。続きまして、新設体育館の防災機能と空調機能についてのご質問がございました。答弁といたしましては、中学校の体育館機能を主として進めてまいりますが、完成後は避難所になることを想定し、整備を進めてまいりたいこと、また空調機能に関しましては、教育環境の公平性や施設の維持管理費用等も十分検討し、他自治体の例なども参考としながら、慎重に進めてまいりたいとお答えをしております。また、既存の下稲吉中学校体育館の今後の取扱いについてのご質問がございました。部活動を交代制で使用している状況や夜間開放でも連日使用している状況を考慮いたしまして、今後とも有効活用できるよう検討して参りたいとお答えをしております。久松議員は以上でございます。続きまして、川村議員のご質問でございます。1点目、学校における「働き方改革」についてのご質問で、これまでの取り組み状況についてのご質問でございます。答弁内容といたしましては、市立小中学校における「学校閉庁日」の設定、また市立中学校における「運動部活動基本方針」の策定と運動部活動の休養日の設定や朝練の廃止ということでお答えをしております。また教職員の出退勤確認につきましては、従来、出勤簿への押印を管理職が現認し管理しておりましたが、出退勤にICチェッカーなどのICT機器を用いた出退勤の管理を一部の学校で始めたとお答えをしております。また平成31年1月に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されたことを受け、市立小中学校の教師の勤務時間に関する方針等を速やかに策定するよう調整をしているとお答えをしております。続きまして2点目のご質問ですが、学校における働き方改革における教育委員会の取り組みについてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、平成29年度に実施いたしました市内の教職員の勤務状況等調査を基に、文部科学省から示されました学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底と合わせて現状報告と業務改善に関する協議を行っており、今後とも学校における働き方改革を進めるにあたり、学校と連携して業務の改善に向けて一層進めていくと答弁させていただきました。続きまして、学校現場の実態把握をどのように行っているのかというご質問でございます。答弁内容といたしましては、学校現場の実態をより詳細に把握するため、教育

委員会事務局では平成29年度より「学校における働き方改革、業務改善に向けた取組について」市内全学校へ業務改善に向けた目標の設定の他、16項目のアンケート調査を実施しており、併せて全ての教職員の退勤時刻等も調査を実施しておりますとの答弁させていただきました。続きまして、「学校における働き方改革」の取り組みを実行するために、平成31年度予算に計上された事業内容はどのようなものかというご質問でございます。答弁内容といたしましては、人的支援といたしまして、学校支援員3名を増員し合計25名で支援体制を整えるとともに、チームティーチング非常勤講師、観察実験アシスタントを引き続き設置し、教職員の負担軽減を図ってまいりますとお答えしてございます。また、校務用パソコンのリース期間を市行政職員用パソコンと同様の5年間と設定し、適正な更新を進め、パソコン性能の低下防止を図るとともにその保守を専門的知識を要する事業者へ外部委託することにより、その性能を維持していくものでございます。また、学校サーバーの設定を変更することによりまして、学校と庁舎間を結ぶネットワークを安定した通信環境づくりに努めてまいりますとお答えしてございます。また出退勤に関しましては、校務用パソコン、グループウェアを更新することによりまして、全学校共通の教職員の出退勤管理システム導入が可能となります。管理職による長時間勤務の実態把握や的確な指導助言が行いやすくなるとともに教職員のスケジュール管理等が向上することによりまして、事務を効率的に進めることが可能となるものでございます。また、その他の付議といたしまして、学校夜間の電話対応を留守番電話を用いた運用を行いまして、教職員の負担軽減を図ってまいりたいとお答えをしております。続きまして、都市計画道路神立停車場線の開通に係る通学路の安全対策についてのご質問でございます。答弁内容といたしましては、平成24年度中に神立停車場線整備担当課へ関係学校の通学路を提示させていただき、その情報を基に警察と協議した結果、ショッピングモール付近交差点及び出島用水交差点に信号機及び横断歩道が設置されることとなりました。これにより通学路の変更が想定されております。現在、関係小中学校に開通日等の情報を提供し、協議を進めているところでございますとお答えさせていただきました。川村議員は以上でございます。続きまして宮嶋議員でございます。霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行状況と今後の予定についてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、霞ヶ浦中学校のスクールバスにつきましては、平成26年4月から6km以上の遠距離通学の生徒を対象に、統合による負担軽減を目的として、無料で運行を開始したところです。平成30年度の運行状況は、バスの契約金額が29,905,200円、霞ヶ浦中学校区内を4ルート、4台のバスで合計88名の生徒が利用しておりまして、ルートごとの利用人数を考慮し、中型バス2台、小型バス2台を使用し無料で運行をしている状況です。今後につきましては、小学校のスクールバスが運行開始3年を経過しており、運行開始5年で国からの補助金が終了となりますので、これに合わせた2年後が運行基準を見直す一つのタイミングであると考えており、その時点で小・中学校併せて検討してまいりたいとお答えをしております。続きまして、霞ヶ浦中学のスクールバスに伴います自転車購入家庭の経済的負担と不公平感についてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、霞ヶ浦中学校スクールバスは、旧南中学校と旧北中学校の統合によりまして、通学距離や通学時間が長くなり負担が増えることとなる北中学校の生徒が、安全に通学し元気に学校生活を送ることができるよう、通学を容易にするため概ね6km以上を対象に運行をしております、合わせまして公平性の観点から同じ条件で、旧南中学校区でも運行している状況です。一方で、自転車通学の生徒につき

ましては、保護者負担で通学用の自転車購入をいただいているのが現状でございますが、様々なご意見があるのは承知しておりますので、今後も様々な手法を検討してまいりたいと考えておりますとお答えいたしました。続きまして、通学自転車を市が購入し貸出しを行い、保護者負担の軽減を図るべきではないかとのご質問がございました。答弁内容といたしましては、中学生の自転車利用は通学利用に限定されることなく、日常生活に幅広く使用され、また中学校卒業後も引き続き使用されるものと思料されることから、現時点におきましては実施する考えはないとお答えさせていただきます。宮嶋議員は以上でございます。続きまして、佐藤議員でございます。学校給食の公会計化や無料化についての検討はしないのかとのご質問がございました。答弁内容といたしましては、給食の無償化は、継続的な財源確保が困難なことから実施する時期ではございません。公会計化につきましては、国は教職員の働き方改革に対応するため、給食費を公会計化することを提言しておりまして、今後ガイドラインを示される予定でございます。これにより、他自治体の給食費の賦課徴収等の事務管理が徐々に学校から教育委員会に移ることが想定される状況でありますことから、本市におきましても、現在導入に向けまして公会計システムや徴収方法等の課題の整理等を実施しておりますので、他自治体の事例なども参考としながら、平成32年度を目途に導入を検討してまいりたいとお答えをいたしました。続きまして、設楽議員でございます。社会教育法第20条から第24条に規定されております公民館の施設と組織・分館についてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、社会教育法第20条の規定では、公民館は市町村その他一定区域内の住民のための生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、同法21条の規定により市町村が公民館を設置することとなっているとともに、同法第21条第3項の規定で事業運営上必要があるときは、分館を設けることができるとされているご説明をさせていただきます。続きまして、公民館条例及び施行規則に規定されております霞ヶ浦公民館、千代田公民館、下稲吉公民館についてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、公民館の施設は、市公民館条例第1条第2項によりまして霞ヶ浦公民館と千代田公民館を置くことを規定してございます。同第3項におきましては、その公民館内に地区公民館及び分館としての組織を置くことができると規定していることから、施行規則第2条第1項で規定いたしまして、霞ヶ浦公民館に霞ヶ浦中地区公民館を、千代田公民館に千代田中地区公民館及び下稲吉中地区公民館を置きまして、さらに霞ヶ浦中地区におきましては、従前の事業運営の体制を継続する意味からも分館を設置し活動をしています。また、公民館事業を進めるための運営規則の第5条第1項により、実施機関といたしまして、支館及び分館を置くことができると規定しておりますことから、旧地区公民館を支館として分館同様、地区の事業体制に合わせ設置をいたしまして事業活動を行っております。なお、第5条第2項では、必要に応じて地区公民館に専門部会を置くことができる規定もございまして、各地区公民館の実情に合わせた専門部を設置し活動していますとの答弁をさせていただきます。また、霞ヶ浦地区における地区公民館と分館制度の現状についてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、霞ヶ浦中地区におきましては、6支館ごとにコミュニティ推進委員が兼務する支館長・副支館長・支館主事を中心に各集落から選任されました分館長及び体育厚生部、産業部、教養部、生活科学部等の専門部員とともに事業を展開しており、その内容につきましては、従来からの6支館共通の事業に加え、近年では、各支館独自の新たな事業にも取り組みがなされるなど、実績についても順調な事業展開となっておりますとお答えさせていただきます。

いております。続きまして、千代田地区におけます地区公民館と分館の歴史経過についてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、千代田地区におきましては、旧中央公民館及び東部地区公民館、北部地区公民館、西部地区公民館が設置されておりまして、南部地区公民館を含めて4地区公民館と中央公民館の設置となっております。東部、西部、北部での公民館活動は記載されているものが確認できなかったため不明ですが、南部地区公民館では公民館活動として館長・副館長の下に相談員を設け、舞踊・盆栽・将棋・囲碁等のクラブの自主運営を行うとともに年数回の発表とクラブ長会議を行っていた実績があるようです。現在の千代田公民館は、中央公民館として昭和53年11月に竣工しまして、その後旧中央公民館は合併により改変し現在に至っております。各地区公民館についての設置・廃止の時期や活動等の経過については不明でございますと答弁させていただきました。続きまして、かすみがうら市におけます霞ヶ浦中地区、下稲吉中地区、千代田中地区ごとの集落数と集落センター、改善センター、公民館数とその運用についてご質問をいただいております。答弁内容といたしましては、集落数につきましては、各地区の行政区数を集落センター、改善センター、公民館数につきましては、集約されているデータがなく、それぞれの区分ごとに分別することが困難なことから、地区集会施設といたしまして、推計数を申し上げます。霞ヶ浦中地区の行政区数が126、集会施設数が100、下稲吉中地区は行政区数が30、集会施設数が12、千代田中地区は行政区数が25、集会施設数が24で、それぞれの施設の運用につきましては、各行政区において管理運営されてございますとお答えさせていただきました。なお設楽議員につきましては、その他3項目の質問が予定されておりましたが、制限時間を経過いたしましたため、答弁はございませんでした。最後になりますが、来栖議員からご質問がございまして、1点目といたしまして、特別学級におけます小学校と中学校の教育システムの違いについてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、特別支援学級は、特別な支援を必要とする児童生徒を対象とする学級であるため、通常の教育課程をそのまま適用することが、必ずしも適当でない場合に、特別の教育課程とすることができ、現在、小学生が95名、中学生43名が在籍しております。特に小・中学校での違いは無く、特別な支援を必要とする児童生徒それぞれに見合う学習プランを特別支援学級担当教員が考え、最適な学習支援を行っているとお答えさせていただきました。続きまして、スマートフォン等の情報モラル教育についてのご質問がございました。答弁内容といたしましては、携帯電話やスマートフォンによるSNS等のトラブル防止のため、家庭用リーフレットを作成しまして、学校を通して保護者へ案内しております。また、教育委員会では、「いじめ防止等に関する条例」「いじめ防止基本方針」を策定いたしまして、市、学校、保護者、地域の役割等を定め、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組んでおります。なお、平成30年度におけるいじめの対応件数でございますが、全体報告数581件中、冷やかしからいじめ、悪口など嫌なことを言われたが、317件で54%、ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりするが150件で26%、その中でスマホなどによる誹謗中傷やいやなことの項目が8件で1%となっているという状況を説明してございます。また、いじめから子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならぬことから、いじめ問題の引き金の一つともなりえるSNS等のトラブル防止を含む情報モラルに関する教育を引続き実施をし

ていく考えでございますという答弁をさせていただきました。報告は以上でございます。

教 育 長 : それでは次の事項に入りますが、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

－ 休 憩 －

教 育 長 : それでは休憩前に引き続き、会議を進行いたします。
事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より順次、説明をお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

生涯学習課の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

歴史博物館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 下稲吉中学校の体育館の件ですが、要望として、現在の体育館が全校生徒が入学式・卒業式に参加できない状況、生徒数が多いにもかかわらず、部活動が十分にできない状態がずっと続いていて、地域の方々の長年の要望ですので、生徒や地域住民にとっても有効な施設になるようよろしくお願ひいたします。

もう1点、前回の教育委員会で国際教室、外国籍の児童生徒に対する支援について質問させていただいたのですが、3月5日の保育支援会議で外国籍の児童生徒に対する支援の話は話題になったのでしょうか。

教育指導室長：今年度の在籍外国籍の児童生徒数ですが、下稲吉小学校が18人、下稲吉東小学校が21人、下稲吉中学校が17人、合計で56人でございます。他の小学校、中学校においては外国籍はありません。下稲吉小学校と下稲吉東小学校に関しましては、平成30年度に関しましては、日本語指導教室が開設されております。今年度、下稲吉中学校は17名の在籍外国籍のうち、4名しか日本語指導教室を希望している保護者や生徒がいなかったために、県の規定人数に満たなかったということで、平成30年度は開設ができませんでした。ただ、来年度の平成31年度に関しましては、下稲吉小学校、下稲吉東小学校と併せまして下稲吉中学校も日本語指導教室が開設することが決定しております。来年度の予定ですが、下稲吉小学校が25人、下稲吉東小学校が27人、下稲吉中学校が19名が在籍の児童生徒数でございます。うち、日本指導を要する児童生徒数として県に申請している人数ですが、下稲吉小学校が9人、下稲吉東小学校が12人、下稲吉中学校が15人となっております。国別は大きく分けて、フィリピン、ブラジル、ペルー、アメリカ、スペインです。以上です。

委員：人数は少しずつ増えてきていると思うのですが、指導は各学校にお任せになっていると思うので、土浦市で行っているような組織としての体制やカリキュラムなど体系的なものを確立するような検討はされているのでしょうか。

教育指導室長：他市町村の進捗状況など、現状を確認したうえで検討していく予定でございます。

教育長：その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：特にないようなので、次のその他の事項に入ります。
報告事案「いじめ事案に関する報告について」2件を議題といたします。
報告に入る前に、会議の非公開についてお諮りいたします。本件につきましては、個人情報を含む報告となりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長：ご異議なしと認めます。
よって報告事案「いじめ事案に関する報告について」は、非公開といたします。

【報告事案】「いじめ事案に関する報告について(2件)」(非公開)

教育長：これより会議を公開といたします。
その他、特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。
次回の定例教育委員会は4月22日(月)午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : それではそのようにいたします。
以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠にありがとうございました。

事 務 局 : 起立、礼。

閉 会 午前 10 時 48 分